

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

## （開催要領）

- 1 日時 令和2年10月5日（月）16:21～17:12
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

### <WG委員>

- |      |       |                         |
|------|-------|-------------------------|
| 座長   | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史  | 株式会社政策工房代表取締役社長         |
| 委員   | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授             |
| 委員   | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授              |
| 委員   | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授            |

### <関係省庁>

- |  |       |                    |
|--|-------|--------------------|
|  | 大島 英彦 | 農林水産省経営局参事官        |
|  | 望月 健司 | 農林水産省経営局農地政策課長     |
|  | 永代 高雄 | 農林水産省経営局農地政策課経営専門官 |

### <自治体>

- |  |       |                    |
|--|-------|--------------------|
|  | 広瀬 栄  | 養父市長               |
|  | 光多 長温 | 養父市特区推進共同事務局アドバイザー |
|  | 漆畑 貴俊 | 養父市国家戦略特区・地方創生担当部長 |
|  | 朝妻 博  | 新潟市副市長             |

### <事務局>

- |  |        |                 |
|--|--------|-----------------|
|  | 眞鍋 純   | 内閣府地方創生推進事務局長   |
|  | 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
|  | 佐藤 朋哉  | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
|  | 黒田 紀幸  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
|  | 井上 卓己  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

## （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 企業による農地取得の特例及び農地所有適格法人の議決権要件の緩和について
  - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、「企業による農地取得の特例及び農地所有適格法人の議決権要件の緩和について」ということでワーキンググループを進めたいと思います。

本日は、農林水産省、養父市、新潟市に御出席いただいております。なお、養父市は広瀬市長がオンラインで出席し、それ以外の方はこの場に御出席いただいております。また、新潟市はオンラインでの出席ということになってございます。

また、資料につきましては、本日は農林水産省と養父市から御提出いただいております。農林水産省の資料につきましては、個別企業の経営状況に係る状況が含まれているため、非公開とさせていただきたいとのことでございます。

農林水産省、そういうことでよろしいでしょうか。

よろしいということですので、これからワーキンググループを始めさせていただきたいと思います。八田座長、よろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 お忙しいところ、皆様、御出席くださいますありがとうございます。

それでは、法人の農地取得に関するセッションを始めたいと思います。

最初に、養父市からお話いただけますか。よろしく願いいたします。

○広瀬市長 養父市長の広瀬でございます。

今日はワーキンググループの開催ありがとうございます。養父市の資料に基づきましてお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

資料の1ページ目、養父市における法人農地取得ということで、法人農地取得事業の恒久化、全国展開という従来から申し上げていることについて、とりあえず今日は筋を通させていただいてお話をさせていただきたいと思います。

中山間地域の課題は、今までから申し上げてきておりますが、条件不利益地ということで、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加や地域の活力低下が懸念されているということでもあります。これを継続して農地を守りながら地域を支えていくためには、企業等も含めた多様かつ新たな担い手の確保・定着が必要であるということ。このために、法人農地取得の特例を設けまして、地域の意向を踏まえつつ、企業の農業参入の選択肢を拡大しているというところでもあります。

これまでの成果としまして、6法人が農地を所有して農業に参入しているということがあります。従来、未作付け地や耕作放棄地であった土地が再生され、養父市の農業の収益性も向上しております。また、企業の資本力とか技術力を生かしてスマート農業等の導入、これらに伴う生産性の向上も進んできているということでもあります。企業が新たな担い手となって中心的な役割を果たす中で、地域の活性化に大きく貢献している、農業だけでなしに農村コミュニティの復活にも繋がってきているというところでもあります。

2ページ目は、今後の展望であります。9月時点で、先ほどの6法人以外に十数法人から特区の特例を活用して養父市で農地を所有しながら農業に参入したい、規模を拡大したい、経営戦略として取り組みたいという相談が寄せられております。例えば、A社の場合、土木事業者であります。新たな経営戦略の一つとして農業にも取り組みたいという話が

あります。それから、B社は食肉業であります、ハーブを栽培して食肉販売とセットにしてということで農業参入をしたいという話があります。それから、C社は金属加工業者であります、これについても新たな経営戦略として農業にも参加したいという話がありますし、D社の場合は、非常にユニークですが、社員の教育の一環として農業に参入したいということでもあります。農業生産の増とともに、農の持つ多面的な機能をしっかりと社員の教育等にも生かしていきたいという話があります。そういうようなことから、今後、特に養父市のような条件不利益地における農業、農村を守っていくためには、意欲のある企業の力を生かして、多様な担い手を確保することになるかと思えます。そういうことで、今、養父市が特例として認められております法人農地取得事業をモデルとして養父市で成功させながら、幅広く養父市のような環境にある農業、農村でも展開していく必要があるのではないかと我々は考えているところであります。

3 ページ目ではありますが、法人による農地取得の課題の認識ということで整理しておりますが、まず、農地を提供する農家や地域の視点、さらに農地を取得する企業の視点という二つの視点から、法人農地取得を認めた場合、認めない場合、それぞれに懸念されます課題を抽出しております。

まず、提供する農家や地域の視点から見ますと、認めない場合は中山間地域の農業担い手がなくなって地域の活力が低下するということになります。法人による農地取得は新たな担い手の可能性であるということでもあります。

認める場合は、農家のほうから見ますと、ひょっとしたら企業に優良農地を蹂躪されてしまうのではないかと不安がありますが、これは養父市では法人農地取得の間に市が入って行って、市がしっかりとそれを担保するという制度を持っておりますので、これは払拭されるということでもあります。

それから、農地を取得する企業の視点から見ますと、認めない場合はいわゆる地域の信頼を得られない。農地を持つことによって地域の一員となって、農家と認められると信頼が得られるということで農業事業がやりやすい。それから、リース契約の場合は安心して設備投資ができない、契約解除を唐突に言われる可能性もあるということもあります。

認める場合は、比較的課題はないのではないかと我々は考えております。リースに比べまして取得の費用は若干掛かりますが、リースでやる場合と農地を持って農業をやる場合と選択肢が増える。企業にとってみれば、経営戦略を立てる上でリースなのか所有なのかは企業が考えた方がいいことですので、問題ないのではないかと考えております。

それから、特に企業の場合は、経営も大切で、収益を得るということも大切ですが、養父市に入っている企業はそういうものと併せて、企業としての社会貢献であるとか、新たな産物を作りたいとか、色々な志を持って入っておりますので、企業にとっては比較的デメリットは少ないと我々は考えております。

4 ページ目ではありますが、これらに対する課題の対応を整理しております。まず、法人による農地取得の課題としまして、認める場合の農家や地域の不安ということで、優良農

地が買い占めされたり、例えば、転売であるとか産廃置き場で農地が荒廃するのではないかとありますが、これに対してはしっかりと養父市が契約の中間に入って担保するということをしております。企業が優良農地を持つこと自体は、まず、農業が継続されて農地が保全されることが大切ですので、そういう意味から、企業の農業参入は全然問題ないと考えております。

それから、認めない場合は、農地を取得しないと、いつかはリースや企業が撤退してしまうのではないかと不安がずっと残ってきます。そして、地域のコミュニティになじめないという問題が出てきます。養父市としましては、やはり法人農地取得事業と併せて、農地も経営規模を拡大するときにはリースするというを行うということで、これらの課題を解決しているということでもあります。

皆さん方には資料として今日は出しておりませんが、実は養父市はこの国家戦略特区をスタートしましてから、神戸大学経済学部と連携しながら養父市の国家戦略特区の効果の検証をずっと継続してやってきておりました。それらの報告書が今年の春にまとまっておるところであります。

まず、国家戦略特区事業者に対する聞き取り調査を総括してみますと、農地を取得した企業に雇用の拡大意識が非常に高いということ、法人が農地を取得できるという規制緩和は農業による雇用拡大に貢献すると考えられる、雇用の拡大に繋がるという効果が出てきている。

それから、法人によりまして、ICTの導入の意思やスマート農業に対する期待がすごく高いということもあります。企業が農業を行うことにより、農業の担い手不足や事業の継承等、個別の農家では解決できない問題を解決する可能性が高まるということが総括として評価されております。企業の農地取得はメリットがあり、是非全国展開されることが望まれるというのが神戸大学のいわゆる報告書の要約で、これは企業に対する調査で、企業のほうから是非全国展開されることが望まれるという意見が出されているということでもあります。

それから、市内の農業者に対するアンケートを総括してみますと、特区事業者に対する地元農業者認識に関する分析結果ということで、特区事業者の認知度は非常に高いものがあるということで、農家の半数程度が特区事業に対する農業発展への期待感を持っているということが分かりました。

それから、事業や取組内容を知っている農業者は特区事業を高く評価しているということでもあります。取組をよく知る農家ほど、養父市における農業発展への期待感を強める傾向があるということで、我々は特区をもっと農家にも周知していく必要があるのではないかと考えているところでもあります。統計資料を用いた分析によりまして、これを総括してみますと、養父市全体で長期にわたり減少傾向にあった就業者数について、減少が緩和しているということが出てきております。それから、長期にわたり減少傾向にあった耕地面積について、とりわけ田の減少が緩和しているという統計的データが出ており、減少基調にあった市内実質総生産が横ばい、または増加基調に転じた可能性があるということ

が特区で出てきております。

それから、長期にわたり減少傾向にあった実質課税対象所得について、上昇に転ずるほどプラスの効果が特区で出ているということが、いわゆる統計資料を用いた分析によって出てきているということでもあります。また、実績に基づきます事業効果の価値算出としまして、経済効果ですが、営農面積は約50ヘクタールで、売上げは約2億円規模の成果が出てきているということ。それから、数億円単位の大型栽培施設、農業用ハウスなどは累計で約36億円の設備投資がなされているということ。事業者は参入直後から企業ならではの資本投下や積極的な活動が展開されたことが伺えるということ。さらに、農業産出額は耕種で言いますと、養父市全体で約14億円から16億円規模でありましたが、近年増加傾向である。その中で、特区参入事業者の売上額が約2億円の規模を占めているということで、耕種であることを踏まえますと、事業者の活動が養父市の農業産出額に大きな好影響を与えていることが推察できるということでもあります。

さらに、個人農家が担うことができなくなった耕作放棄地、不作付け地について、令和元年には21ヘクタールが再生したということで、事業者の営農参入による再生がなければ、経年による荒廃化で、年を追うごとに復田のためのコストが増加する一方である。これらの企業が耕作放棄地を再生した復田コストは、効果額として見ますと、約7,000万円の効果があったということが出てきております。

さらに、特区事業者に聞き取りした二次的効果としまして、参入事業者との連携により新商品や新市場が生まれてきているということがあります。特区事業によるPR効果を感じる事業者、団体が市内でも非常に多くなってきているということでもあります。さらに、特区事業者と関わりのある事業者の多くは、その効果、成果を感じているということでもあります。

全体の総括としまして、国家戦略特区養父市は日本の中山間地域が抱える重要な問題の解決や養父市の経済に大いに貢献している。さらに、今後の中山間地域での農業のモデルとして種々の規制緩和は全国展開すべきであるということが、神戸大学経済学部で経済学的に国家戦略特区を総括した評価であるということでございます。

これらのことを申し上げまして、養父市としましては、当然来年8月に期限が切れます法人農地取得事業の期限の撤廃と全国展開、養父市のような環境にある地域の農業、農村でこれらの事業展開をすることが、日本の農業、農村の振興にこれから大いに寄与するものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 広瀬市長、ありがとうございました。

続きまして、新潟市の朝妻副市長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○朝妻副市長 新潟市副市長の朝妻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は要点だけを申し上げたいと思います。

本市の点につきましては、地域農業の主たる担い手である農地所有適格法人の経営基盤強化を図るために、企業出資のある農地所有適格法人について、一定の営農実績があるな

どの適正審査を経まして、企業側の議決権緩和を認めるものでございます。これは実績があり、地域からの信頼も得られた企業につきましては、農業者と見なしてもよいのではないかという考え方に基づいております。それぞれの法人の経営判断によりますが、本特例措置の活用によりまして、農地所有適格法人の経営の選択肢が増え、新たな事業展開が期待できると考えております。新潟市の農業、農地を将来にわたって守っていくためには、多様な担い手を確保していくことが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

○八田座長 今、両市からの御意見を伺った上で、農林水産省に御意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大島参事官 農林水産省の経営局の大島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

両市からそれぞれプレゼンテーションを頂いて、ありがとうございました。特に養父市の場合は、実際に特区を創設されるということで、市長のリーダーシップの下にぐいぐいと市政を推進しておられる姿は大変尊敬するところだと考えているところでございます。

これまでのワーキンググループのヒアリングの概要は私もずっと読み返してまいりました。いくつかお互い特区側の皆様と我々本体となっている制度を持っている側として、それぞれ見解が食い違っているところも多少あったかと思えます。

お互いできる限り納得行く議論ができますようにということで、今日は私どものほうから資料も御用意させていただいております。課長の望月のほうから御説明させていただきますので、色々と御質問があれば承りたいと思えますし、また、これから特区の成果をどう評価するかというステージに入ってくるわけでございます。私どものほうからも、今日はお時間が限られているので無理かもしれませんが、色々と両市には伺いたいこともございますので、それぞれよろしくお願いいたしますと思えます。

○望月課長 農地政策課長の望月でございます。

資料に沿って御説明申し上げます。「養父特区について」という資料がお手元にあるかと思えますので、その資料に即して御説明申し上げます。

まず、1 ページ目は特区法改正後の企業参入の状況でございます。左の円グラフにございますように、法改正前におきましては16法人が全てリースという形で入ってきておると承知しております。一方で、法改正後、令和2年7月末現在でございますが、23社が入ってきている。法改正前の16社に加えまして、7社が新規参入されていると承知しております。この7社のうち5社は従来どおりリースで入ってこられて、2社が一部について所有権を持つ法人となっております。また、16の法人のうち4社の法人につきましては、新たに農地を一部取得したということでございまして、農地を所得する法人は合計で6社でございます。

2 ページ目は、所有権を持つ6社の経営状況でございます。まず、全体でございますが、四角囲みの一番下の赤い枠で囲っているところを御覧いただきたいと存じます。全体の経

営面積が24.49ヘクタール、所有が大体1.65ヘクタールということでございまして、率に直しますと6.7%となっております。また、この表のうち、上から4番目にマイファームハニーという会社がございます。こちらにつきましては、平成31年3月から休止中でありまして、これまでのリースは全て解約され、現在所有地は農業利用されていないという状況でございます。

参考までに、右に養父市の農地価格とリース料を掲げております。年間リース料につきましては養父市のデータがございませんでしたので、全国平均値を用いておりますが、田んぼで行きますと、年間リース料の68.6倍、畑は44.5倍となっておりますのでございます。

3ページ目は、企業が農地を所有する理由ということでございますが、所有する理由は改正特区法におきまして規定があるということでございまして、下にございます第18条の3項におきまして、特に赤字で書いております3行目でございますが、「当該法人が農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載するものとする」ということが決まっているところでございます。

4ページ目、こうしたことを踏まえまして、6社の農地所有理由を私どもは拝見いたしました。それが左でございます。各社とも、赤字で塗りましたように、地域との調和と保ちつつというということがポイントかと思いますが、右側の農地のリースのほうを見ていただきたいと存じます。現行の第3条3項2号におきまして、そもそもリースでも地域との調和に配慮するということが要件に課せられているということでございます。

次のページは、規模拡大に当たっての対応でございますが、先ほど申し上げた6社のうち4社が規模拡大をされております。特に赤字で囲みましたが、その4社は、これが規模拡大のところでございますが、全てリースのみで対応しているということでございます。下の所有面積については、変わりはないということでございます。

最後のページで、養父市特区制定時の国会における議論を紹介させていただきたいと存じます。改正特区法は養父市に限らず、担い手が不足し耕作放棄地が増加する恐れがある地域が対象になっているところでございます。この点につきましては、当時の石破大臣から左にございますような答弁がございまして、特に○の二つ目でございますが、養父市だけしかということを行っているわけではないということも答弁されているところでございます。

また、特区の審議のために評価に必要なものは、当時の石破担当大臣は、農業の参入者が増えたか、収益が上がったか、農地が有効に利用されているかなど、国家戦略特区に相応しい効果が上がっているかという状況の検証、評価が必要と発言されておりまして、その御発言そのものを右下のほうにそのまま抜かせていただいているところでございます。

私どもの説明は以上でございます。

○八田座長 農林水産省から統計資料について説明がありました。まずは、養父市の特区の延長を認めるというのは当然ですけれども、それから、全国展開にするという2点について我々は議論しているわけです。この2点について、農林水産省は今の御説明では何も

触れられなかったのですが、そこについてはどういう御意見ですか。

○大島参事官 これまで省としての判断は然るべく上にも上げてということだと思いますけれども、今日は事務方としての感触という形で御説明させていただきたいと思います。

これは、課長のほうから申し上げましたとおり、資料の7ページに石破大臣が18条を作ったときの特区の担当大臣として、国会の御審議の場で、いかなる基準がクリアされたらこれが先に進めるのかということで、責任を持つ国務大臣として御答弁されたということだろうと思います。私どもとしては、全国展開するにせよ、延長するにせよ、それぞれまさに担当大臣が挙げましたクライテリアに基づいて一つ一つ実証的に詰めていく必要はあるかなと思っております。例えば、これまでずっと弊害があったか、なかったかという形に過去の議論の論点が集約していたかのように思いますけれども、それはあくまで十分条件ということでございまして、必要条件としては、資料の7にありますような参加者が増えたか、収益が上がったか、農地が有効に利用されてきたかということではなからうかと思えます。

私どもが今、手元に持っております状況だけだとすると、課長のほうから申し上げましたとおり、所有することによって大きなブレイクスルーが図られる、所有が様々な経済効果をもたらすということでこの特区が始まったわけですが、蓋を開けてみると、純然に新規に所有で入ってこられた事業者は2社で、1社は三セク、あとはリースからの振替えだったということを考えますと、これから仮に延長するにしても、全国展開するにしても、立法府の御審議、御理解を頂かなければいけないわけですが、これだけだと材料として中々苦しいところもあるのではないかというのが事務方の今の段階での感触でございます。

先ほど、石破大臣の答弁の中で、参加者が増えましたか、収益が上がりましたか、有効に利用されていますかということでございます。参加者は事実としては増えていらっしゃるということだろうと思いますが、次の収益性とも併せてしっかりと安定的に経営を成立させておられるのかということも、是非養父市からもデータを頂きながら、私どももそれを分析させていただきたいと思えます。

あと、有効に利用されていますかということもございまして。多くの事業者は真面目にやっというところだろうと思いますが、先ほど課長が説明した資料の3ページに、1社は休業が1年半近く続いていらっしゃるということもありますので、過去の議事を見ると、広瀬市長のほうから色々事情があって、いずれ再開するということでの御発言があったと承知をしております。この状況がずっと続いてしまうということだと、遊休農地という評価をせざるを得ないという判断もいずれは出てまいりますので、養父市の御認識として、今どうしてこういうことになっているのか、そして、それが今後どうなっていくのかについての見通しは、次のステップに向かう議論をするための材料としては最低限必要かなと思っております。

○八田座長 今回の御回答には色々な論点があると思いますが、とりあえず広瀬市長からお

考えを伺いたいと思います。

○広瀬市長 農林水産省の資料を頂きまして、私も先ほど見せていただきまして、参事官とか課長がおっしゃったように、データの中身について養父市のほうと十分に打合せをさせていただく必要があるのではないかなと思っているところでございます。

評価の中で定量的な評価であるとか定性的な評価ということがありますが、先ほど申し上げました色々なことで、生産額とか雇用などかなり具体的に大きな成果が上がってきていることは事実でもあります。

先ほど申し上げましたように、既に我々は特区の指定を受けてから、かなりの年数をかけながら神戸大学の経済学部と共同して国家戦略特区養父地区の農業特区の経済的な評価を時間をかけてやってきておりますので、これらはある意味、根拠のある説明資料になるのではないかと思います。これらのところは御判断の参考にしていただけたらと思います。

色々ありますけれども、いつも申し上げていますが、今の農業制度は非常に長年にわたり意識として定着してきているということである。だから、急激に今の制度や意識を変えることは中々難しいだろうと思っております。変わることもひょっとしたらできないのではないかと思っておりますが、変えていかないと養父市の農業であるとか農地は守れないということでもあります。他の中山間地域がどうか私は知りませんが、養父市の農業、農地は守れないということでもあります。私は養父市の農業と農地を守るためにしっかりとこの制度をもう一度見直していただきたいと思っている。多分他の中山間地域についてもほぼ同じ状況だろうと思っております。議論するのに課題があるのに、課題を解決しようという視点で話をしないと議論として前に進まないのではないかと思っております。今、養父市は、例は少ないけれども、6事業者で1事業者は休止しておりますが、五つの事業者はしっかりやっている。うまく行っているのですよね。だったらこれをもう少ししっかりと評価して、今後、少ないですがうまく行っているものをどう生かしていくかという議論が必要なのではないかと思います。あれもダメ、これもダメ、事例が少ないでは、いつまでたっても議論が進まない、かみ合わないのではないかと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

時間がないので、委員のお話も伺いたいと思います。基本的に養父市長が先ほどおっしゃったことは、様々な指標で特区になる前には養父市の経済指標はどんどん下がり続けていた。それが特区になって、下がるのが止まるという顕著な結果が出たというお話だったと思います。そのことを農林水産省も考えていただきたいと思います。

それでは、委員の方から御発言をお願いいたします。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 参事官のお答えの中で、今、養父市のほうで一定の成果が上がっているけれども、それが立法府に対しまして全国展開をするような大きなものになっていないというお返事がありましたけれども、それだと、はっきり言ってどのような成果を上げたら次の

ステップに進めるのかというのが全く明確ではなくて、本当に農林水産省の裁量の中で次のステップに進めるのか進めないのかということ非常に不明確な形で判断するような形になります。

経済学の考え方として、パレート改善というものがあって、要するに改善するような効果があって、それが誰にも迷惑をかけていない、あるいは不都合を生じていないとすると、少なくともプラスアルファで社会が改善しているのだから、それはその制度を変えるべきだろうというのが通常経済学で考えられているところの制度を変える動機と言いますか、基準になっています。

それで、養父市のほうで提供されているようなデータ、それから、農林水産省のほうで提供されているようなデータというのは、どう考えても、数は小さいかもしれないけれども、パレート改善になっている。迷惑をかけずに社会は改善している、養父市は改善している。だとすれば、これはその制度を変えるという方向で議論を進めるべきではないかというのが私の農林水産省へのコメントになります。

○八田座長 本間委員、どうぞ。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

広瀬市長の力強い御発言は非常に頼もしく思いました。色々なデータも示していただいて、それを農林水産省がどう評価するかというよりも、評価は出ていると思うのです。農林水産省の資料の最後に、石破大臣の当時の答弁のことが色々挙がっていますがけれども、これは判断項目を示したものであって、判断基準を示しているわけではないわけです。ですから、広瀬市長のおっしゃったことは全て数字で上がっていますので、例えば、農業の参入者は増えましたか、はい、増えました、収益が上がりましたか、はい、上がりました、農地が有効に利用されていますか、はい、されていますと、明確に答えが出ているわけです。ですから、農林水産省がこの石破大臣の項目を盾にと言いますか、参照にするならば、これは全てクリアしているというふうにはしか見えないのです。

ですから、農林水産省がもし延長を認めないとか、全国展開にストップをかけるとしたら、広瀬市長が掲げた神戸大学の分析の一つ一つに対して反論をしなければいけないと思いますので、そこを是非クリアにして御判断いただければと思います。

○八田座長 他に委員の方で御意見はございませんか。

それでは、今の委員の意見に対して農林水産省から御意見を伺いたいと思います。

○黒田参事官 その前に養父市の光多アドバイザーから手が挙がっております。

○光多アドバイザー 先ほど農林水産省の御説明の中で、ちゃんと検証していかなければいけないということであれば、検証するためには少なくとも養父市の特例を延長するという形が必要ではないでしょうか。さもないと、検証自体ができないのではないのでしょうか。

○八田座長 それも含めてお答えください。

○大島参事官 実は、冒頭広瀬市長が言及をされました神戸大学のレポートを、今のポストの着任前ではございますが、過去の村上審議官のブリーフィングの中で数字を一部出さ

れて言及されておられましたので、どんなものかということで中身を拝読しているところでございます。

ここも、内閣府の事務局とまず議論させていただきたいと思ひますし、養父市とも議論させていただきたいと思ひますけれども、広瀬市長がおっしゃった数字をちゃんと分析する必要があると思ひております。これは養父市についてのトータルでのアグリゲートされた数字としての様々な経済効果で、おそらく広瀬市長がリーダーシップを發揮されて、養父市というのは兵庫県の中山間地域だけでも頑張っているなということで市の名前を聞きつけられて、そこまで広瀬市長が農業に御熱心であればということでやられてきたというところもあるのではないかとこの気も多少はしてあります。

なぜこういうことを申しているかということ、特区のそもそもの建付けというのは、規制の特例を導入した、その規制の特例がどういふ効果を上げたかということ进行分析しようということではまっているはずでございます。

なので、先ほど広瀬市長がおっしゃった数字について、私も全部読んでありますけれども、入ってきた法人の中で、所有という新しい制度を使って入ってこられた法人の数字と、既存の法人の数字と、所有ではないこれまでの制度でも可能であったリースの法人の数字が混ざった数字になっておりますので、これをもって養父市の特区の効果だというのは、私がそう思っているというよりは、これからいかなる道筋に行くとしても、ここで切ってしまうという判断をしない限りは立法措置が必要になるわけでございます。過去の国会議事録も昨日全部読んでまいりましたけれども、リースと特区は一体何が違って何の効果があるのだということについては、おそらく最大の論点だったのだらうと思ひます。これをクリアにするためには、相当真面目な、国会の厳しい立法府の審議にも耐え得るようなしっかりとした検証が必要だらうと思ひておまして、ここはまだまだ御議論させていただくべきところではないかと思ひているということでございます。

あと、本間先生がおっしゃったことは、言葉を返すようで大変申し訳ないのですけれども、評価の項目が出ているということでございますけれども、評価の基準というのは、特区が作られておりますので、特区担当大臣がおっしゃった項目をどう分解して見ていくかということについては、私どもも内閣府も別に何か基準をお互いに合意して始まったわけではないということだらうと思ひます。客観的な材料をそれぞれ持ち合せて、議論をしながら評価のコミュニケーションを重ねて、その一つ一つの項目はやってきたということを見ていかなければいけないということだらうと思ひます。おそらくちゃんと結果が出てると本間先生がおっしゃったことに対する私の答えは、一部広瀬市長に対して申し上げた部分ではなかろうかなと思ひます。

あと、中川先生のパレート改善についてですけれども、おそらくここが一番私どもと先生方との意見の対立で平行線になっている部分ではないかと思ひます。既に我々は過去に連綿たる農地制度の改善の歴史があつて、それについては私どもも別に、これまでのものが全てだから絶対に一步も先に進めさせないということではなくて、様々な自治体にも話

を聞き、様々な権利者にも話を聞き、世の中の事実をしっかりと見極める中で、こうすればさらに農業がより発展するのではないかということについて一歩一歩進めながら制度改正をさせてきていただいたところでございます。

それについても、農業生産法人、昔の生産法人、今は適格法人と呼んでおりますけれども、その制度の中で一つ一つの要素を分解して御覧いただくと、かなりぎりぎりのところまで来ているのではないかということはお分かりいただけると思います。これを乗り越えるためには相当なジャンプ、相当な覚悟が必要な話であって、相当な覚悟というところで、いいと言っている人がいるからやらせればいいのではないか、経営の選択肢があれば皆さんはより喜ぶのだからやればいいのではないか、おそらくそういうことだけではない。売りたい人と買いたい人、やりたい人のことだけを考えればそれでもいいのかもしれませんが、農地というのは地域での様々な合意の下で成り立つ営みでございます。釈迦に説法で申し訳ありませんけれども、水管理も絡みます。耕作放棄されたら草もぼうぼうになって、周りにも迷惑をかける。

そういったことについて、法人が入ってきた場合は、その法人は真面目にやっけていってしゃる方もいっぱいいますけれども、制度を開くとなったら色々な方が入ってくる可能性があるわけです。色々な方が入ってくる可能性がある中で、これまでの議論の中で申し上げてきたような様々な副作用がある。これは単なる思い込みの懸念として申し上げているわけではなくて、過去10年、15年、20年、日本の農地、限られた国土の中で比較的まとまった農地というのは他用途の土地利用における最大のターゲットになりますので、そういうことも実際にありましたし、それを実際に皆さんが、冒頭に広瀬市長がおっしゃったように、心の意識の中に残っているのは厳然としてあるわけです。そこに対する副作用についてしっかりとした歯止めというものを考えないと、中々先にも進めないし、立法府の御理解も頂けないと思っている。

○八田座長 もう時間がないということもあって、私から一言申し上げたいのですが、副作用があるならば、それは対策を立てましょうというのが元々の特区の考え方だったのです。だから、耕作放棄地ができる心配も、産廃ができるという心配もある。それはもともとだと。そういうことがあるのならば、これはパレート改善とは言えないだろうと。だから、対策を立てましょうということです。

今、新たに水の管理について法人はうまく行かないとおっしゃったけれども、本当にそうなのか。そういうマイナスなことがあるならば、後出しじゃんけんをしないで、最初からそう具体的に指摘すべきだったのではないか。そこを克服していきましょうというのが広瀬方式なのです。本当に被害があるならそこに絞って対策を立てていただきたかったと思います。

あと、新潟市のことについて、一言農林水産省のお考えを伺いたいと思います。

○大島参事官 新潟市については、私は御一緒しませんでしたが、前回のワーキンググループで望月のほうからお話をさせていただいたことに付け加えることも正直あまり

ありませんが、新潟市との関係でクラリファイさせていただきたい点としては、我々が今の体制になる前ですけれども、2月のヒアリングの中で新潟市の部長のほうから、元々の提案に係る事業者は、新潟市から意思確認をしたところ、現在の営農状況を改善することに注力しているということで、今すぐにこの仕組みが出来たからといって、この仕組みを活用して農地所有をするというものがみついているわけではございませんという御発言があったと承知しておりまして、特区という社会実験をして先に進もうということであれば、その是非はまた議論させていただきたいと思っておりますけれども、その立法事実が具体的なニーズとしてあるのかということは新潟市には確認させていただきたいと思っております。

○八田座長 これはニーズが実際にあるわけですね。

○朝妻副市長 新潟市でございます。

今、御指摘がありましたように、当初そういう意向を示したところの方針の状況につきましては、現時点でも変わりはありません。そのときに申し上げさせていただいたとおりなのですけれども、いわゆる意欲のあるところの掘り起こしは必要だという状況であることも変更はないということでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

では、先ほど中川委員が御指摘になったように、全ての人が良くなるようになる制度改革はやるべきなのです。それで弊害があるならば、その弊害を具体的に対策を立てるべきではないか。

それから、本間委員が御指摘になったように、とにかく石破大臣の項目を全部満たしているのは当たり前ではないかということがあると思っております。

こういう観点に立ってみると、事務局とも細かいところで詰めていただきたいと思いますと思いますが、できるだけ早く特区の更なる延長、養父市については恒久化すること、これを全国拡大することについて、期限が段々迫ってきていますから、それを進めていただくよう御検討いただきたいと思います。

他に何か御発言はありますでしょうか。

それでは、これをもちまして、このセッションを終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。